

瀬戸内契第33号
平成25年5月28日

入札参加資格審査申請者 様

瀬戸内市長 武久 顕也
(公 印 省 略)

測量業務、建設コンサルタント業務等に係る入札制度について

平素は瀬戸内市の建設行政につきまして格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

瀬戸内市（病院を除く）の測量業務、建設コンサルタント業務等に係る入札制度について、下記のとおりお知らせします。

記

1 最低制限価格について

- ・平成25年6月以降の入札において、最低制限価格を設定します。
- ・対象業務は下記のとおりです。
 - 1) 測量業務
 - 2) 建設コンサルタント業務
 - 3) 地質調査業務
 - 4) 補償コンサルタント業務
 - 5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める業務
- ・最低制限価格は、電子入札システムを用いて決定します。
- ・最低制限価格は、電子入札システムへ入札金額等に併せて登録した3桁の数字「くじ番号」と入札金額を受理した時刻のミリ秒「到着ミリ秒」を利用して、次の計算式を用いて業務ごとに決定します。
$$\text{最低制限価格(税抜)} = \text{予定価格(税抜)} \times (\text{最低制限価格基準率} - (0.002X + 0.0002Y))$$
〈千円未満切り捨て〉

ただし、X及びYは、0から9までの1単位の変数です。

詳細は、下記ホームページを参照してください。
<http://www.city.setouchi.lg.jp/nyusatsu/denshinyusatsu.html>
- ・最低制限価格基準率は0.67とします。
- ・電子入札システムで、再入札・再々入札の場合の最低制限価格は、それぞれ再計算により決定します。
- ・予定価格、最低制限価格は事後公表とします。

—以上—